

運 輸 安 全 報 告 書

《安全は全てに優先する》

「120%の安全」と

「最高のホスピタリティ」を目指して

平成23年 5月 25日

富士急行株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

富士急グループの『企業行動規範』において「安全は全てに優先する」「安全が阻害されることがないように絶えず注視し、120%の安全の確保に努める」と定め、以下の通り社長以下全社員が一丸となって取り組んでまいります。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

取締役社長は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保のために安全管理規程に基づき社長が以下の「安全方針」を定め、社員に対し、輸送の安全が最優先であるという意識を徹底させます。

安全方針

1. 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
2. 輸送の安全に関する法令及びこれに関する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
3. 常に輸送の安全に関する状況を理解するように務めます。
4. 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取り扱いをします。
5. 事故、事故のおそれのある事態、災害その他の輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
7. 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。

富士急行株式会社

代表取締役社長

堀内 光一郎

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については法令及び規程を遵守し、絶えず見直しを図り、輸送の安全向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していきます。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送安全に関する基本的な方針に基づき、当社統括運行管理者会議において策定した平成 22 年度事故抑止目標及び事故発生件数並びに平成 23 年度事故抑止目標は次の通りです。

1. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 22 年度事故抑制目標

重大事故	0 件
車内人身事故	0 件
物損事故	前年件数の半減（前年 3 件）

平成 22 年度事故実績

重大事故	0 件
車内人身事故	0 件
物損事故	6 件

*無事故走行運転者数（平成 22 年 3 月末現在）

「50 万キロ以上～100 万キロ未満」	9 名
「100 万キロ以上～150 万キロ未満」	9 名
「150 万キロ以上～200 万キロ未満」	10 名
「200 万キロ以上～250 万キロ未満」	8 名
「250 万キロ以上～」	1 名

平成 23 年度事故抑止目標

重大事故	0 件
車内人身事故	0 件
物損事故	前年件数の半減

2. 年間重点実施項目（平成 22 年度）

「安全は全てに優先する」

「120%の安全と最高のホスピタリティ」

「プロ運転士として他の運転者の模範となる運転を行います」

3. 月別事故防止重点指導項目（平成 22 年度）

4月 新入学児童（歩行者、自転車）等の事故撲滅。

5月 防衛運転による事故防止。

6月 梅雨期の早めのブレーキで事故防止。

7月 ルームミラーの活用と弱者への気配り運転による車内事故防止。

8月 夏休み、子供の動静・飛び出しに注意。

9月 秋の全国交通安全運動、譲り合い運転の励行。

10月 行楽期の事故防止、他車の動静を予測した防衛運転。

11月 早めのライト点灯、薄暮時の防衛運転。

12月 年末年始輸送安全総点検、交差点右左折時の事故撲滅。

1月 ドア開閉時の呼称確認。

2月 凍結路・雪道でのスリップ事故防止。

3月 バック追突事故防止。

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間における交通事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0 件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

1. 弊社における輸送の安全に関する組織・連絡体制および指揮命令系統の概略図は弊社の安全管理規定に記載されているとおりです。
2. 弊社における重大事故発生時および災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は弊社の安全管理規程に記載されているとおりです。

5. 輸送の安全のための重点施策

《 1. コンプライアンス遵守に関する事項。》

(1) 事故防止のための計画・実施事項

①年間重点実施項目

「安全は全てに優先します。プロ運転士として他の模範になる運転を行い

120%の安全を確保します。」及び月別事故防止項目の設定

・発車時の「指差呼称確認」（左よし・右よし・前方よし・車内よし）の励行

- ・「危険を感じたら（認めたら）先ず止まれ」の励行
- ・強化月間・個人の安全目標の実施による啓蒙
- ・営業所長、運行管理者、安全・CS担当による街頭、添乗指導
- ②本社営業所及びグループ全社による統括運行管理者会議（毎月開催）
- ③適正診断の実施と統括運行管理者による運転士への指導
- ④ドライブレコーダー分析による事故防止対策指導
- ⑤エコドライブ推進（デジタルタコグラフの活用による指導・教育）
- (2) 飲酒運転防止対策の実施
 - ・乗務開始前および乗務終了後点呼時のアルコール検知の徹底
 - ・貸切バス及び高速バス乗務員の宿泊先での飲酒に対する厳正な点呼指導（携帯テレビ電話アラーム付アルコール検知器の活用）
- (3) 健康状態に起因する事故防止対策の実施
 - ・産業医の巡回時（健康相談）による受診への指導
 - ・健康診断（年1回）・（2次検診者への受診督励）
 - ・乗務前の体温および血圧測定の実施
 - ・高血圧、高血糖等要注意者への指導（定期的検診の督励）
 - ・点呼時、体調の自己申告
 - ・定員確保による過重労働の防止

《2. 職場環境の整備と設備投資による安全確保に関する事項。》

- (1) 営業所による乗務員の採用活動及び教育
- (2) デジタルタコグラフの導入
- (3) ドライブレコーダーの導入
- (4) アルコール検知器の更新及び保守点検
- (5) 車載用無線機導入
- (6) バス安全走行支援システムの導入（検討中）
- (7) バス停の安全確保・整備

《3. 情報の連絡体制の確立と情報の伝達、共有に関する事項。》

- (1) 事故・苦情情報の共有と活用
（本社および営業所）
- (2) ヒヤリハット情報収集による共有と活用
（所内掲示と乗務員の事故防止教育に活用）
- (3) ドライブレコーダーの活用
（乗務員の事故防止教育に活用）
- (4) 他社の重大事故発生事例情報の共有と活用

(所内掲示・捺印と点呼時の周知徹底)

(5) 従業員からの改善提案や「お客様の声」によるボトムアップ

《4. 教育および研修の具体的な計画の策定、実施に関する事項。》

「120%の安全・CS向上」のために

(1) 全運転士を対象とした安全・CS教育の実施（年4回）

- ・ 班会議の開催
- ・ シーズン輸送の事故防止教育
- ・ 運輸安全マネジメント教育
- ・ 「MAE運動の推進」CS・接客接客教育
(Mー身だしなみ、Aーあいさつ、Eー笑顔)
- ・ エコドライブの推進

(2) 統括運行管理者会議（毎月）

(3) 有責事故惹起者に対する特別教育の実施

(4) 取締役社長および安全統括管理者による現場への指導および情報の共有化

(5) 安全・CS担当による現場への点呼立合いおよび直接指導

(6) オートサービス（整備管理者）による日常点検の指導

(7) バスジャック訓練の実施

(8) 緊急時の支援体制（グループ全社）の確立

6. 輸送の安全に関する計画

《1. コンプライアンス遵守に関する事項。》

(1) 「輸送の安全の確保」に主眼を置いた組織構成

乗務員教育・安全・CS担当と営業所の運行管理者との連携強化

(2) 事故防止のための計画・実施事項

①平成23年度年間重点実施項目

「安全は全てに優先する」を柱に

・安全運転基本動作の厳守

発車時の「指差し呼称確認」

「危険を感じたら（認めたら）先ず止まれ

②平成23年度月別事故防止重点指導項目の設定

4月 全職員が一丸となり模範運転実施を習慣とする。

5月 新入学児童・二輪車乗りの飛び出しを予見した運転操作の指導。

6月 指差し呼称の完全実施と降雨時のスリップ事故防止の指導。

7月 夏季輸送安全・サービス向上運動及び夏の交通事故防止県民運動への積極的参加。

8月 富士山マイカー規制。観光地、他県車両の動静注意。

9月 秋の全国交通安全運動。他の模範となる運転操作の指導。

10月 行楽期の事故防止指導。（高速運転安全5則の遵守）

11月 夜間の事故防止指導強化。早めのライト点灯とハイビーム指導。

12月 年末年始交通事故防止県民運動及び年末年始輸送安全総点検。

1月 緊急時の対応・連絡・対策の確認。（基本動作の励行）

2月 積雪・凍結路の安全走行指導。

3月 譲り合い運転の励行と車内事故防止。

③年間および月別の項目についてのP D C Aの取組み

④営業所長、運行管理者、安全・CS担当による街頭、添乗指導

《2. 職場環境の整備と設備投資による安全確保に関する事項。》

「欠員補充」と無事故走行の推進及び設備投資の効率活用

- (1) 営業所・事業所による採用活動
- (2) 欠員が生じた場合は貸切稼働調整による過重労働の防止
- (3) 無事故走行運転者表彰 ～「安全運転基本動作」の徹底による事故防止～

《3. 情報の連絡体制の確立と情報の伝達、共有に関する事項。》

- (1) 事故・苦情情報の共有と活用体制の確立（交通事業部および営業所）
- (2) ヒヤリハット情報収集による共有と活用体制の確立
- (3) 事故関係の運行管理者教育の実施による情報伝達の重要性の啓蒙

《4. 教育および研修の具体的な計画の策定、実施に関する事項。》

「CS向上」（MAE運動）のための実務および接客教育

- (1) 運転士全員を対象とした教育の実施
- (2) 事故および接客惹起者に対する特別教育の実施
- (3) 運行管理者育成のため外部研修への派遣
- (4) 取締役社長および安全統括管理者による現場における指導と情報共有
- (5) 安全・CS担当による現場での点呼状況の立合い指導

7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資

(主な費用支出)

1. 教育に関する支出 3,150 (千円)

2. 健康管理にかかる支出	945 (千円)
3. 無事故報奨金 (主な設備機器類投資)	7,667 (千円)
4. アルコール検知器 PC 更新および保守点検	526 (千円)
5. ドライブレコーダー導入	1,520 (千円)
6. 車載用無線機導入	4,968 (千円)
7. バス停整備	1,084 (千円)
8. 低公害・ワンステップバス車両	17,900 (千円)

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 運転士

- (1) 営業所毎に年間計画を作成して運転者全員を対象とした事故防止及び接客
接遇・エコドライブ推進教育の実施
- (2) 新入運転士の事故防止・接客接遇教育の実施
- (3) 事故惹起者教育及び特別教育の実施
- (4) フォローアップ教育の実施 (勤続1年・3年)
- (5) 自動車安全運転センター (安全運転中央研修所) への派遣
- (6) 適正診断の実施 (NASVAネット利用による)

2. 運行管理者

- (1) 運行管理者全員を対象として、年間2回の事故防止及び法令遵守・運行管理者
の心構え、事故処理・苦情処理に関する集合教育を実施
- (2) 統括運行管理者を対象に1ヶ月に1回の事故防止対策及び法令遵守・苦情に関
する集合教育を実施
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構による一般講習を受講

3. 営業所長

経営責任者・現場長会議開催時における情報交換による情報共有及び指導

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた

措置

1. 運輸安全マネジメントに関わる運行管理業務の安全監査を実施しました。
 - (1) 実施日 平成22年9月16日・17日
 - (2) 被監査部門 御殿場営業所・河口湖営業所
 - (3) 監査事項

①運行管理関係

- ・点呼記録簿・乗務記録等帳票類の管理
- ・事故等に関する情報の報告等
- ・重大事故等への対応
- ・関係法令等の遵守の確保
- ・教育・街頭指導関係

②健康管理関係

③情報伝達及びコミュニケーションの確保

- ・ヒヤリハット情報の活用
- ・他社事例及び社内事故警報の周知徹底

10. 安全管理規程

弊社の「安全管理規定」は別紙のとおりです。

11. 安全統括管理者

氏名 堀内 哲夫
役職 専務取締役 交通事業部長

以 上

安全管理規程（バス）

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 輸送の安全を確保する為の事業の
運営方針
- 第三章 輸送の安全を確保する為の事業の
実施及び管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保する為の事業の
実施及びその管理方法

富士急行株式会社

平成22年11月改定

富士急行株式会社 安全管理規定（バス）

目 次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運用方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

（目的）

第一条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保をするための事業の運営方針

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内に置いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 社長、役員及び社員（以下「社員等」という）の安全方針は、次に掲げるとおりとする。

一 一致協力して輸送の安全の確保に努める。

二 輸送の安全に関する法令及びこれに関連する規程（本規程を含む）（以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し厳正、忠実に職務を遂行する。

三 常に、輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。

四 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは、最も安

全と思われる取扱いをする。

- 五 事故、又は事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがある事態（以下事故・災害等という）が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全で適切な処置をとる。
- 六 情報は、洩れなく迅速、正確に伝え透明性を確保する。
- 七 常に、問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の安全方針に基づき、次に掲げる事項を重点的に実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理程に定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。
 - 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条 前条に掲げる重点施策に基づき、年次目標を策定する。

年次目標は別途定める

（輸送の安全に関する計画）

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

（社長等の責務）

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。
- 5 社長及び役員は、マネジメントレビューを実施する。

（社内組織）

第八条 安全の確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとお

りとする。

- 一 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - 二 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、運行に関する事項を統括する。
 - 三 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質保持に関する事項を管理する。
 - 四 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の管理に関する業務を統括する。
- 2 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し安全統括管理者を補佐する。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、当該営業所員を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、火災等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 会社は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者を安全統括管理者に選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当になったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - 二 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 三 身体の故障その他のやむを得ない事由により業務を引続き行うことが困難になったとき。
 - 四 関係法令等の違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 社長は、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全優先意識の徹底を実行する観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長対し、輸送の安全の確保についての、必要な改善に関する意見を述べる等必要

な改善の措置を講じること。

七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

九 その他の輸送安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(安全・CS担当の責務)

第十一条 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者を補佐する。

(営業所長の責務)

第十二条 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

(人事部長の責務)

第十三条 人事部長は要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(経営管理部長の責務)

第十四条 経営管理部長は、予算計画、その他必要な計画の検討に当り、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十五条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報〔ヒヤリハット等〕の共有及び伝達)

第十六条 安全統括管理者と営業所との間、運行管理者と運転者との間等における双方の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十七条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。・・・現場からの第1報マニュアル別添

2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十八条 交通事業部長は第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修について適宜に実施しなければならない。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十九条 安全統括管理者は、実施責任者を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び担当役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第二十条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第二十一条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

- 2 運送規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十二条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

添付書類

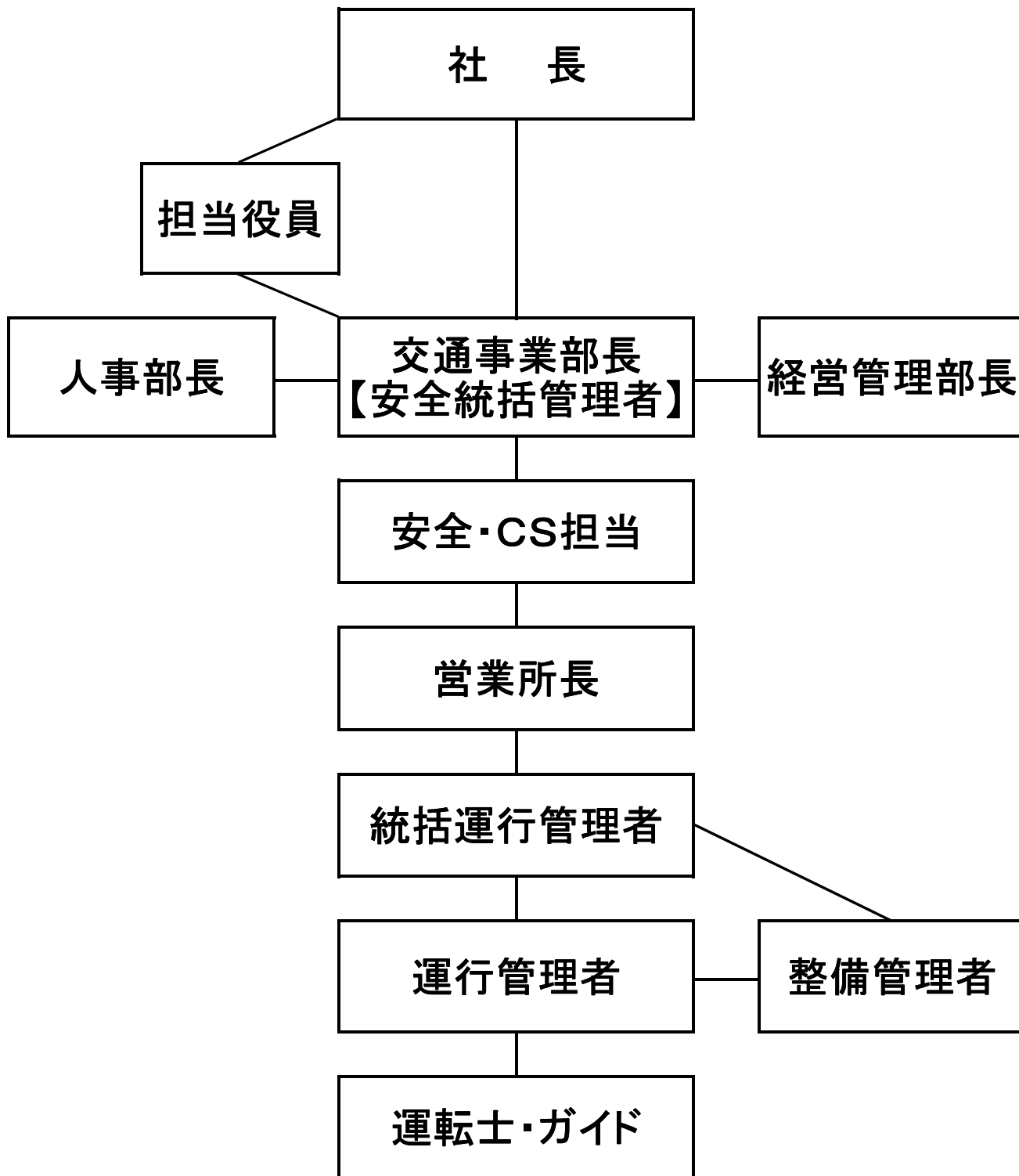
- ・ 緊急時の報告連絡体制及び指揮命令系統 . . . 別添 No 1
- ・ 事故・故障処置マニュアル（運転士用） . . . 別添 No 2
- ・ 飲酒運転防止対策マニュアル . . . 別添 No 3
- ・ 車両火災発生等の緊急マニュアル . . . 別添 No 4
- ・ バスジャック対応マニュアル . . . 別添 No 5

付則

- 1 本規程は、平成18年12月1日に制定
- 2 本規程は、平成22年11月8日に改定

以 上

組織・連絡体制及び 指揮命令系統



緊急時の報告並び連絡体制

